

## 「まちづくり提案」実施要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年輕井沢町条例第13号）第8条第1項の規定による提案（以下「まちづくり提案」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (まちづくり提案の内容)

- 2 まちづくり提案は、行政に対する単なる要望や陳情ではなく、まちづくりを担う主体としての立場で自ら実践することを前提としたものとする。
- 3 まちづくり提案には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) まちづくり提案を行った者（以下「提案者」という。）の氏名、住所及び連絡先
- (2) 提案の名称
- (3) 目的及び効果
- (4) 提案の背景又は動機
- (5) 提案の内容

### (まちづくり提案に対する見解)

- 4 町長は、まちづくり提案のあった日からできる限り速やかに、提案者に対して、当該提案に関する見解を示さなければならない。

### (まちづくり提案の公表)

- 5 町長は、前項の見解を示した後、原則としてまちづくり提案の内容を公表するものとする。